

令和3年3月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年3月25日(木) 13:30~14:20

2. 開催場所 蕪崎市役所 別館 201会議室

3. 出席委員(18名)

農業委員

農地利用最適化推進委員

1番	柳本 進	20番	向山 清彦
2番	菊島 博文(欠席)	21番	石川 豊
3番	横内 知恵美	22番	横森 隆次
4番	保坂 耕	23番	横森 孝徳
5番	小澤 和茂	24番	小泉 泰夫
6番	保阪 幸彦	25番	田中 武久
7番	上野 公	26番	石合 榮之
8番	古屋 一光	27番	山本 弘行
9番	河西 孝雄	28番	加賀爪 悦夫
10番	佐藤 安茂	29番	駒井 正一
11番	小澤 辰雄	30番	笹本 勝造
12番	小田切 悦男	31番	切刀 茂樹
13番	久保田 豊一	32番	土橋 明
14番	矢崎 良夫	33番	堀川 喜美雄
15番	野田 源一郎		
16番	小澤 洋行		
17番	堀川 茂憲		
18番	浅川 節子		
19番	新奥 長生		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3	議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	2件
	議案第2号	農地法第5条の規定による申請の承認について	3件
	議案第3号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地利用集積計画の承認について	8件
	議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	6件
	報告第1号	農地法第3条第3項の規定による届出について	2件
	報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	1件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：東條 匡志

書記：早川 洋・越石 早織

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和3年3月 韮崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

それでは、韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中18名で、定足数に達しております。

次に、韮崎市農業委員会、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、17番 堀川茂憲委員、19番 新奥長生委員をお願いいたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	2件	1,569 m ²
議案第2号	農地法第5条の規定による申請の承認について	3件	889 m ²
議案第3号	経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について	8件	17,238 m ²
議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の承認について	6件	14,828 m ²
報告第1号	農地法第3条第3項の規定による届出について	2件	15,117 m ²
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	1件	280 m ²
合計		22件	49,921 m ²

となります。

次に、会務報告ですが、3月8日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長が出席いたしました。また、3月23日、山梨県農業会議臨時総会及び市町村農業委員会会長会議・研修会に柳本会長が出席いたしました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが2件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）小作地の取得による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きによる所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

<議 長>

これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番・2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の2ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、3件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は水神二丁目、一般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は上ノ山外輪原、工事用進

入路のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は大草町上條東割羽根前、一般個人住宅建設のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：事務局（菊島委員欠席のため）

申請番号2番：柳本委員

申請番号3番：野田委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の3ページをご覧ください。今月の農地利用集積計画の承認については8件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻、期間：5年、再設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：10年、新規設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：10年、新規設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：5年、新規設定です。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：野菜、期間：

1年、再設定です。

申請番号6番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：野菜、期間：5年、再設定です。

申請番号7番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻、期間：10年、新規設定です。

申請番号8番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：野菜、期間：5年、再設定です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議長>

賛成多数ですので、議案第3号について原案のとおり承認いたします。

次に、議案第4号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

<事務局>

議案集の7ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については6件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：畑、作物：野菜、期間：10年8ヶ月です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：畑、作物：野菜、期間：10年8ヶ月です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：畑、作物：野菜、期間：10年8ヶ月です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：畑、作物：野菜、期間：5年8ヶ月です。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：畑、作物：水稻、期間：9年9ヶ月です。

申請番号6番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：畑、作物：野菜、期間：10年7ヶ月です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・2号についてご説明いたします。「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」が2件、「農地法第18条第6項の規定による通知について」が1件です。議案集は11ページをご覧ください。

それでは、報告案件第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保北原他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條北割桜木、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告案件第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は本町三丁目、合意解約の申請であります。

<議 長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

(その他の件について、事務局より説明)

質疑等ございますか？

(質疑なし)

<事務局長>

加賀爪委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<委員長>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和3年3月農業委員会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：早川 洋

○書記：越石 早織